

山形募発第130号
令和4年9月30日

山形県共同募金会
各共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人山形県共同募金会
事務局長 嶋貫 修 [公印略]

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」の募集について

令和4年9月23日からの台風第15号により、静岡県内の23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町）に災害救助法が適用されました。

静岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても関係各所への広報、周知について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、お寄せいただく義援金については、静岡県に設置される義援金配分委員会で対象範囲・金額等を協議のうえ決定し、被災自治体を通じて被災者に配分される予定です。

記

1. 義援金の名称

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」

2. 受付期間

令和4年9月27日（火）から令和4年12月28日（水）まで

3. 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

- (1) 寄付者に対し、貴会委員長名義の領収書を発行してください。
- (2) 受け入れた義援金は、預り金通帳に一時預入れ、適宜静岡県共同募金会の受入口座に送金してください。受入口座は、別添「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱をご参照ください。
- (3) 送金と同時に、義援金寄付者名簿を本会へ送付ください。なお、寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、静岡県共同募金会の領収書が必要になりますので、備考欄にその旨を記載ください。

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会

1 趣旨

令和4年9月23日からの台風第15号により、静岡県内各地で発生した浸水被害・土砂災害に対して23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町）に災害救助法が適用されました。

静岡県共同募金会（以下「本会」という。）では、静岡県及び日本赤十字社静岡県支部と調整の上、この災害により被災された方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和4年台風第15号災害静岡県義援金

3 受付期間

令和4年9月27日（火）から令和4年12月28日（水）まで

4 義援金の受け入れ口座

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|--|----------------|--|
| ゆうちょ銀行 | 00190-1-421602 | しずおかけんきょうどうぼきんかいたいふうだい15ごうさいがいぎえんきん 静岡県共同募金会台風第15号災害義援金 |
| ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局の窓口での振込手数料は無料 「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。 | | |

※上記以外の金融機関からの振込やATM等を利用する場合、振込手数料がかかります。

※ゆうちょ銀行の「振替払込請求書兼受領書」は、領収書の代わりとして「免税証明書」となります。

5 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、静岡県が設置する義援金募集・配分委員会において配分が決定され、被災市町を通して被災者へ配分されます。

6 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制上の優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、ゆうちょ銀行窓口で受け取られる「振替払込請求書兼受領書」に本募集要綱を添えてご提出ください。

【該当する税制優遇措置】

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び同法地方税法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

- 7 その他
救援物資・物品は取り扱いしません。

- 8 この要綱は、令和4年9月27日から施行します。

【問合せ先】

社会福祉法人静岡県共同募金会
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号
電話 054-254-5212 FAX054-254-6400
E-mail : 22@shizuoka-akaihane.or.jp